主 文 原判決中控訴人の敗訴部分を取り消す。 被控訴人の請求を棄却する。 訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。 事 実

被控訴人は合式の呼出を受けながら昭和三二年六月一日午前一〇時の当審最初の 可頭弁論期日に出頭しなかつたので、当裁判所は控訴人に弁論を命じた。控訴人は 主文同旨の判決を求めた。(被控訴人は答弁書その他の準備書面を提出しない。 事実及証拠の関係は、控訴人において、「被控訴人主張の債権譲渡通知のなるも たことのみは認める。甲第一号証はAの強迫によって作られた、事実に反するの債 を負担せず、かつ、新たに債務を負担したものとすれば、それは同人の強迫にを 第一号証によってAに対し債務を負担したものとすれば、それは同人の強迫に基 第一号証によってAに対し債務を負担したものとすれば、それは同人の強迫に基 のであるから、本訴訟においてこれを取り消す。」と 財決に示す通りであるから引用する。(もつとも、原判決二枚目裏五行に「甲 判決に示す通りであるのは、「甲第一号証ないし第三号証」の誤記と認められ

るので訂正する。) の母語の記載によるに では見っていれどもでに、 を控訴して、 を控訴して、 を控訴して、 を控訴して、 を控訴して、 を持って、 の言語では、 の言語でする。 の言語でする。 の言語でする。 の言語でする。 の言語でする。 の言語でする。 のできるのできなに、 のできるに、 のできるに、 のできるに、 のできるに、 のできるに、 のできるに、 のできるに、 のできるに、 のでる。 のできるに、 のできるに、 のできるに、 のできるに、 のできるに、 のでる。 のできるに、 のでる。 のできるに、 のでる。 のでる。 のできるに、 のできるに、 のできるに、 のでる。 のでる。 のできる。 のできる。 のできる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 のできる。 のできる。 のでる。 のでる。 のいさる。 のでる。 のできる。 のできる。 のでる。 のできる。 のできる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 のできる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでいる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 のでる。 のいないと のでる。 のでいる。 のでいる。 のいる。 のいる。

そうすると、Aは控訴人に対して、被控訴人主張の債権を有したことがないのであるから、たとえ、被控訴人がAから主張の債権を譲り受けたにしても、控訴人において被控訴人に対しこれが支払をなすべき義務のないのは当然である。

よつて被控訴人の請求を棄却すべく、該請求を認容した原判決は不当であるから 民事訴訟法第三八六条に従いこれを取り消し、訴訟費用の負担につき同法第九六条 第八九条を適用し主文の通り判決する。

(裁判長判事 鹿島重夫 判事 二階信一 判事 秦亘)